

令和 8 年 1 月 16 日
子ども・若者部
児童相談所

令和 6 年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告について

1 主旨

令和 6 年度の児童相談所の運営状況（事業概要）を取りまとめたので、報告する。

2 児童相談所の運営状況等

令和 6 年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告のとおり

＜主な報告事項の抜粋＞

●相談の受理状況等 【別紙】 12 ページより

令和 6 年度の児童相談所における相談数は 2,583 件であり、相談経路としては、警察等からの相談が最も多く（1,078 件）、次いで家族・親戚（518 件）、近隣・知人（428 件）と続いている。

●児童虐待相談の対応状況等 【別紙】 17 ページより

令和 6 年度の児童相談所における虐待相談対応件数は、1,736 件となっている。

●区の一時保護の状況 【別紙】 32 ページより

令和 6 年度における区の一時保護は、157 人となっており、令和 5 年度と同程度となっている。

●社会的養護のもとで育つ児童数 【別紙】 34 ページより

令和 7 年 3 月 31 日現在、施設や里親等へ入所措置・養育委託されている区の児童は 135 人となっている。

●養育家庭の登録数及び委託児童数 【別紙】 40 ページより

令和 7 年 3 月 31 日現在の区内の養育家庭の登録数は 66 家庭であり、区の委託児童数は 18 人となっている。

●里親等委託率の現状 【別紙】 42 ページより

令和 7 年 3 月 31 日現在、区における里親等委託率は、26.2% となっている。

●意見表明等支援事業の実施 【別紙】 50 ページより

子どもの福祉に関し知識又は経験を有する意見表明等支援員（アドボケイト）が、意見聴取等により子どもの意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所等の関係機関との連絡調整を行う意見表明等支援事業を、令和 6 年 9 月よりまずは一時保護所の児童を対象に実施している（累計 25 回訪問）。

●一時保護所学習指導専門員の配置 【別紙】 63 ページより

令和 6 年度より一時保護所に学習指導専門員を配置し、原籍校と直接連携しながら、子どもの個別指導計画など学習状況に応じた支援に取り組んでいる。また、一時保護所における学習用タブレット端末の導入検討や原籍校への登下校支援など、一時保護児童の学習権の保障の充実を図っている。